

【議案第3号②】

寄居町デマンド型乗合タクシー愛称選定審査委員会設置規程

(趣旨)

第1条 寄居町地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)は、寄居町デマンド型乗合タクシーの愛称選定にあたり、覚えやすく、親しみのある愛称を選定するため、寄居町デマンド型乗合タクシー愛称選定審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査委員会は、愛称の選考にあたって、次の各号に掲げる事項について審議し、当該デマンド型乗合タクシーにふさわしい愛称を選定し、その結果を協議会に報告するものとする。

- (1) 愛称の選定基準及び選定方法
- (2) 愛称の選定
- (3) その他、愛称選定の実施に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 審査委員会は、別表に掲げる7人の委員をもって組織する。

2 審査委員会は、所掌事務を完了した時点で解散する。

(委員長等)

第4条 審査委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は協議会の会長とし、副委員長は協議会の副会長とする。

3 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。

(会議)

第5条 審査委員会の会議は、委員長が招集しその議長となる。

2 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審査委員会の会議は、非公開とする。

(関係者の出席等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者に対し、会議に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審査委員会の庶務は、協議会事務局において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年1月10日から施行する。

別表

寄居町デマンド型乗合タクシー愛称募集
選定審査委員会委員

構成	氏名	団体名等	協議会委員区分
委員長	白川 充	寄居町副町長	会長（5号委員）
副委員長	久保田 尚	埼玉大学大学院理工学研究科教授	副会長（6号委員）
委員	鳥塚 健	寄居町連合区長会長	3号委員
委員	池田 和男	寄居町民生委員・児童委員協議会長	3号委員
委員	坂本 新三郎	寄居町身体障害者福祉会長	3号委員
委員	轟 幸男	寄居町総務課長	6号委員
委員	関根 薫	寄居町商業観光振興課	6号委員